有害なガス等の発散防止装置			
（略）	（略）	（略）	（略）
			○　ＪＯＢＤⅡが装着されている自動車にあっては、「四輪自動車など」の表中「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。
		（略）	（略）

附　則

この告示は、令和七年十月八日から施行する。

○気象庁告示第四号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第四十六条の規定に基づき、気象庁船舶気象無線通報規則（昭和三十五年気象庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月八日

気象庁長官　野村　竜一

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第二条　船舶通報は、高機能グループ呼出しにより行うものとし、衛星通信システム、電波の型式及び周波数の帯域は、次の表のとおりとする。 衛星通信システム　電波の型式　周波数の帯域 インマルサット　Ｇ１Ｄ　1530―1545MHz イリジウム　Ｑ７Ｗ　1618.25―1626.5MHz	**第二条**　船舶通報は、インマルサット高機能グループ呼び出しにより行うものとし、電波の型式及び周波数の帯域は、次のとおりとする。 電波の型式　周波数の帯域 Ｇ１Ｄ　1530―1545MHz

附　則

1　この告示は、令和七年七月二十四日から施行する。

2　改正後の規定は、施行日の九時以降に行う通報について適用し、同日九時前に行う通報については、なお従前の例による。